

住 宅 都 市 局
ささしまライブ24
総合整備事務所

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成 5 年名古屋市達第 35号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局リニア関連都心開発部に属し、ささしまライブ24の事業推進に関する事務をつかさどる。 2 （略） 第 4 条 所長は、毎月10日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績をリニア関連都心開発部長に報告しなければならない。	第 1 条 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局都心まちづくり部に属し、ささしまライブ24の事業推進に関する事務をつかさどる。 2 （略） 第 4 条 所長は、毎月10日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を都心まちづくり部長に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。